

平成26年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

	納付期限	村県民税		固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	
		普通徴収	特別徴収(年金)			普通徴収	特別徴収(年金)
4月	*****		第1期				第1期
5月	6月 2日(月)			第1期	全期		
6月	6月30日(月)	第1期	第2期				第2期
7月	7月31日(木)			第2期		第1期	
8月	9月 1日(月)	第2期	第3期			第2期	第3期
9月	9月30日(火)	第3期				第3期	
10月	10月31日(金)		第4期	第3期		第4期	第4期
11月	12月 1日(月)	第4期				第5期	
12月	12月25日(木)		第5期			第6期	第5期
1月	2月 2日(月)					第7期	
2月	3月 2日(月)		第6期			第8期	第6期
3月	*****						

◎口座振替を申し込んでいる人は、毎月27日が振替日となります。残高の確認をお願いします。

(27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

◎12月は納期限12月25日(木)・口座振替12月22日(月)になります。

◎**村県民税・国民健康保険税の特別徴収は、年金からの直接納付になりますので、納付書は発送されません。**

◎納税組合員に係る異動(加入・脱退・組合長変更など)があった場合は、速やかに各庁舎備え付けの届出用紙により手続きをしてください。

〈問い合わせ〉役場 税務課 Tel(62)9181

差し押えた動産を公売 阿蘇郡市第2回合同公売会

〈問い合わせ〉役場 税務課収納係 Tel(62)9181 内線2211

平成25年度第2回阿蘇郡市合同公売会を3月23日、阿蘇市立旧中通小学校体育館で行いました。

当日は搜索などにより、滞納者宅から差し押さえた家電・日用品など195品の公売物件が出品され、約120人が来場。落札金額は総額137,268円でした。落札金額は、出品した市町村で滞納となっている市町村税に換価されます。

村は納期内納税者との公平性を図るため、平成26年度においても県および阿蘇管内市町村と一体となって、滞納者宅の搜索や動産の差し押えなどの法的処分を行い、滞納整理を進めていきます。



記帳・帳簿等の保存制度の 対象者が拡大されています

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 Tel0967(22)0551※自動音声案内

本年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象となる人が拡大されます。

必要があります。

事業所得、不動産所得または、山林所得を生ずべき業務を行うすべての人(所得税の申告が必要ない人も含まれます)が、売り上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する金額などを帳簿に記載し、その帳簿や取り引きに係る請求書・領収書などの書類を保存する

制度の詳細は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。税務署が実施する「記帳説明会」などは、最寄りの税務署の所得税担当までお問い合わせください。